山口市マンション管理適正化推進計画

（計画期間：令和７年４月～令和12年３月）

令和７年４月１日

１　マンションの管理の適正化に関する目標

本市におけるマンションの戸数は、令和６年１月時点で約５，１００戸、築４０年以上のマンションの戸数は約１３０戸、１０年後には約１１倍になると推計され、今後高経年のマンションが急増することが予想されることを踏まえ、マンションの管理適正化を進めることとします。

２　マンションの管理の状況を把握するために山口市が講ずる措置に関する事項

市内のマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合の実態調査を行います。

３　マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じてマンション管理適正化指針に即し、助言・指導を行います。

４　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

山口市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

５　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や、適正な管理のために活用できる支援等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

６　計画期間

令和７年４月から令和１２年３月までの期間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね５年程度で見直しを行うものとします。